

## ○電気設備の技術基準の解釈（20130215商局第4号）の一部を改正する規程 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
制定 20130215商局第4号 平成25年3月14日付け	制定 20130215商局第4号 平成25年3月14日付け
改正 20130318商局第5号 平成25年5月20日付け	改正 20130318商局第5号 平成25年5月20日付け
改正 20130510商局第1号 平成25年5月31日付け	改正 20130510商局第1号 平成25年5月31日付け
改正 20130925商局第1号 平成25年10月7日付け	改正 20130925商局第1号 平成25年10月7日付け
改正 20131213商局第1号 平成25年12月24日付け	改正 20131213商局第1号 平成25年12月24日付け
改正 20140626商局第2号 平成26年7月18日付け	改正 20140626商局第2号 平成26年7月18日付け
改正 20151124商局第2号 平成27年12月3日付け	改正 20151124商局第2号 平成27年12月3日付け
改正 20160309商局第2号 平成28年4月1日付け	改正 20160309商局第2号 平成28年4月1日付け
改正 20160418商局第7号 平成28年5月25日付け	改正 20160418商局第7号 平成28年5月25日付け
改正 20160826商局第1号 平成28年9月13日付け	改正 20160418商局第7号 平成28年5月25日付け
	(新設)

電気設備の技術基準の解釈

電気設備の技術基準の解釈

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官

この電気設備の技術基準の解釈（以下「解釈」という。）は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号。以下「省令」という。）に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容をできるだけ具体的に示したものである。なお、省令に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容はこの解釈に限定されるものではなく、省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、省令に適合するものと判断するものである。

この解釈において、性能を規定しているものと規格を規定しているものとを併記し

この電気設備の技術基準の解釈（以下「解釈」という。）は、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号。以下「省令」という。）に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容をできるだけ具体的に示したものである。なお、省令に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容はこの解釈に限定されるものではなく、省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、省令に適合するものと判断するものである。

この解釈において、性能を規定しているものと規格を規定しているものとを併記し

改正案	現行
<p>て記載しているものは、いずれかの要件を満たすことにより、省令を満足することを示したものである。</p> <p>目次 (略)</p>	<p>て記載しているものは、いずれかの要件を満たすことにより、省令を満足することを示したものである。</p> <p>目次 (略)</p>
<p><b>【太陽電池発電所等の電線等の施設】</b>（省令第4条）</p> <p>第46条（略）</p> <p>2 太陽電池モジュールの支持物は、支持物の高さにかかわらず日本工業規格 JIS C 8955（2004）「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に規定される強度を有するものであること。また、<u>太陽電池発電設備</u>の高さが4mを超える場合には、更に建築基準法の工作物に適用される同法に基づく構造強度に係る各規定に適合するものであること。</p>	<p><b>【太陽電池発電所等の電線等の施設】</b>（省令第4条）</p> <p>第46条（略）</p> <p>2 太陽電池モジュールの支持物は、支持物の高さにかかわらず日本工業規格 JIS C 8955（2004）「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に規定される強度を有するものであること。また、<u>支持物</u>の高さが4mを超える場合には、更に建築基準法の工作物に適用される同法に基づく構造強度に係る各規定に適合するものであること。</p>
<p><b>【地中電線と他の地中電線等との接近又は交差】</b>（省令第30条）</p> <p>第125条 低圧地中電線と高圧地中電線とが接近又は交差する場合、又は低圧若しくは高圧の地中電線と特別高圧地中電線とが接近又は交差する場合は、次の各号のいずれかによること。ただし、地中箱内についてはこの限りでない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 <u>いずれかの地中電線が、次のいずれかに該当するものである場合は、地中電線相互の離隔距離が、0m以上であること。</u></p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>六 <u>それぞれの地中電線が、次のいずれかに該当するものである場合は、地中電線相互の離隔距離が、0m以上であること。</u></p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>2 地中電線が、地中弱電流電線等と接近又は交差して施設される場合は、次の各号のいずれかによること。</p> <p>一～三（略）</p>	<p><b>【地中電線と他の地中電線等との接近又は交差】</b>（省令第30条）</p> <p>第125条 低圧地中電線と高圧地中電線とが接近又は交差する場合、又は低圧若しくは高圧の地中電線と特別高圧地中電線とが接近又は交差する場合は、次の各号のいずれかによること。ただし、地中箱内についてはこの限りでない。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 <u>いずれかの地中電線が、次のいずれかに該当するものであること。</u></p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>六 <u>それぞれの地中電線が、次のいずれかに該当するものであること。</u></p> <p>イ・ロ（略）</p> <p>2 地中電線が、地中弱電流電線等と接近又は交差して施設される場合は、次の各号のいずれかによること。</p> <p>一～三（略）</p>

改正案	現行
<p>四 地中弱電流電線等の管理者の承諾を得た場合は、次のいずれかによること。</p> <p>イ <u>地中弱電流電線等が、有線電気通信設備令施行規則（昭和46年郵政省令第2号）に適合した難燃性の防護被覆を使用したものである場合は、次のいずれかによること。</u></p> <p>（イ） <u>地中電線が地中弱電流電線等と直接接触しないように施設すること。</u></p> <p>（ロ） <u>地中電線の電圧が222V（使用電圧が200V）以下である場合は、地中電線と地中弱電流電線等との離隔距離が、0m以上であること。</u></p> <p>ロ <u>地中弱電流電線等が、光ファイバケーブルである場合は、地中電線と地中弱電流電線等との離隔距離が、0m以上であること。</u></p> <p>ハ <u>地中電線の使用電圧が170,000V未満である場合は、地中電線と地中弱電流電線等との離隔距離が、0.1m以上であること。</u></p> <p>五 地中弱電流電線等が電力保安通信線である場合は、次のいずれかによること。</p> <p>イ <u>地中電線の使用電圧が低圧である場合は、地中電線と電力保安通信線との離隔距離が、0m以上であること。</u></p> <p>ロ 地中電線の使用電圧が高圧又は特別高圧である場合は、次のいずれかによること。</p> <p>（イ） 電力保安通信線が、不燃性の被覆若しくは自消性のある難燃性の被覆を有する光ファイバケーブル、又は不燃性の管若しくは自消性のある難燃性の管に収めた光ファイバケーブルである場合は、<u>地中電線と電力保安通信線との離隔距離が、0m以上であること。</u></p> <p>（ロ） （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 特別高圧地中電線が、水道管その他のガス管等以外の管（以下この条において「水</p>	<p>四 地中弱電流電線等の管理者の承諾を得た場合において、次のいずれかによること。</p> <p>（新設）</p> <p>イ <u>地中弱電流電線等が、不燃性の被覆若しくは自消性のある難燃性の被覆を有する光ファイバケーブル、又は不燃性の管若しくは自消性のある難燃性の管に収めた光ファイバケーブルであること。</u></p> <p>ロ 地中電線の使用電圧が170,000V未満である場合は、地中電線と地中弱電流電線等との離隔距離が、0.1m以上であること。</p> <p>五 地中弱電流電線等が電力保安通信線である場合において、次のいずれかに<u>適合すること。</u></p> <p>イ 地中電線の使用電圧が低圧である<u>こと。</u></p> <p>ロ 地中電線の使用電圧が高圧又は特別高圧である場合は、次のいずれかによること。</p> <p>（イ） 電力保安通信線が、不燃性の被覆若しくは自消性のある難燃性の被覆を有する光ファイバケーブル、又は不燃性の管若しくは自消性のある難燃性の管に収めた光ファイバケーブルである<u>こと。</u></p> <p>（ロ） （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 特別高圧地中電線が、水道管その他のガス管等以外の管（以下この条において「水</p>

改正案	現行
<p>道管等」という。)と接近又は交差して施設される場合は、次の各号のいずれかによること。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 地中電線を堅ろうな不燃性の管又は自消性のある難燃性の管に<u>収める場合は、当該管と水道管等との離隔距離が、0m以上であること。</u></p> <p>四 水道管等が不燃性の管又は不燃性の被覆を有する管である場合は、<u>特別高圧地中電線と水道管等との離隔距離が、0m以上であること。</u></p> <p>5 第1項から第4項までの規定における「不燃性」及び「自消性のある難燃性」は、それぞれ次の各号によること。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 「自消性のある難燃性の管」は、次のいずれかによること。</p> <p>イ～ハ (略)</p>	<p>道管等」という。)と接近又は交差して施設される場合は、次の各号のいずれかによること。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 地中電線を堅ろうな不燃性の管又は自消性のある難燃性の管に<u>収めて施設すること。</u></p> <p>四 水道管等が不燃性の管又は不燃性の被覆を有する管であること。</p> <p>5 第1項から第4項までの規定における「不燃性」及び「自消性のある難燃性」は、それぞれ次の各号によること。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 「自消性のある難燃性の管」は、次のいずれかに<u>適合するものであること。</u></p> <p>イ～ハ (略)</p>